

1 保存期間の設定

作成又は取得した公文書の保存期間の設定については、2（1）により行うものとする。

2 保存期間満了時の措置

規則第4条各号のいずれかに該当する文書は、保存期間満了後には知事に移管するものとする。

個別の公文書ファイル等の保存期間満了時の措置の判断については、（1）から（4）までに従って行い、いずれかにおいて移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での公文書保存期間基準及び保存期間満了時の措置（別添）

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

県として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるような次のものについては、規則第4条の各項目に照らし、（1）の表で「移管」とされていないものも含め、原則として移管するものとする。

ア 特筆すべき行事の開催に関する事項

・東京オリンピック・パラリンピック関連等

イ 災害、事故、事件等への対応

・東日本大震災関連、新型コロナウィルス感染症関連等

ウ 行政等の新たな仕組みの構築

・行政手続条例制定、情報公開条例制定、公文書管理条例制定等

エ 上記以外の重要政策

・富士山静岡空港、リニア中央新幹線関連等

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書については、規則第4条のいずれかの項目に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) その他

「移管」とされている文書が含まれている公文書ファイル等は、全て移管するものとする。

<参考>

◇移管の対象としない文書

以下に掲げる文書等は、原則、移管の対象とはしない。

- 1 各課等の予算関係文書（財政課所管の文書を移管の対象とする。）
- 2 各課等の議会関係文書（議会事務局所管の文書を移管の対象とする。）
- 3 全庁レベルで事務を主管する課（主管課）からの通知・依頼・照会に対する各課等の回答・報告に関する文書（主管課所管の文書を移管の対象とする。）
- 4 他の課が主催する会議の配布資料（会議を主催する課等の文書を移管の対象とする。）
- 5 統計調査等の基礎資料で、報告書等にその内容が反映されているもの
- 6 ひとり1改革や永年勤続等、県の所属や職員を対象とした表彰に関する文書
- 7 他都道府県等からの施策や業務に係る照会等に関する文書
- 8 その他、定例的に作成される軽易な文書
(例) 会計に関する書類（調定調書、支出負担行為伺書、支出票等）、物品の管理に関する書類、文書の収発に関する書類、定例的な庁舎管理に関する書類、旅行命令簿、勤務簿、休暇簿、時間外勤務簿、職員研修に関する書類、公用車の運転日誌、職員の健康診断に関する書類 など

【別添】

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
		1 条例及び実施機関の規則(規程その他これに類する定めを含む。)の制定又は改廃並びにその経緯							
1 条例、規則、告示、公告、訓令、通達及び内規に関する公文書		条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯に関するもの		30	<p style="color:red;">◆以下に該当するものは移管</p> <p>ア 条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯に関するもの イ 訓令、通達等の制定又は改廃及びその経緯に関するもの ウ 重要な要綱、要領等の制定又は改廃及びその経緯に関するもの</p>	<p>ア及びイについては、制定・改廃に係る最終的な起案・決裁文書のほか、県民等からの意見聴取（広聴）、調査又は研究、検討に当たって開催した会議など、検討、決定、検証に至る一連の経過に関する文書が該当する。 また、それぞれの解釈・運用に関する文書も対象とする。 なお、ウの「重要な要綱、要領等」としては、情報提供推進要綱第2-1-(1)-ア(ア)(7)において規定する「県民の利害に関する重要な規則、指導要綱等」が該当する。</p>	条例、規則、通達等例規、〇〇条例制定・改正、〇〇検討会議、県民意見提出手続（パブリックコメント）、〇〇本部運営要領の制定・改正	1	3
		告示、公告、訓令、通達及び内規の制定又は改廃並びにその経緯に関するもの	特に重要なもの	30					
			重要なもの	10					
			一般的なもの	5					
		法令等の解釈、運用方針等に関するもの	重要なもの	10					
			一般的なもの	5					
		県公報に関するもの	法務課で保存するもの	30					
		2 行政運営又は政策の基本的な事項を定める方針又は計画の策定、変更又は廃止及びその経緯							
39 2 県行政の総合計画、総合調整及び運営に関する基本方針の決定並びにその変更に関する公文書		基本計画に関するもの（主管課のもの）		30	<p style="color:red;">◆以下に該当するものは移管</p> <p>・総合計画等重要な計画の立案、策定、改廃等に関するもの</p>	<p>「総合計画等重要な計画」としては、本県の最上位の計画である県総合計画のほか、「情報提供の推進に関する要綱」（平成15年4月1日施行。以下「情報提供推進要綱」という。）第2-1-(1)-ア(ア)aにおいて規定する、「各分野ごとの基本や中心となる計画及び県民の利害に関する重要な計画」が該当する。 具体的には、環境基本計画、保健医療計画、農林水産業新世紀ビジョンなど、分野別計画としてそれぞれの部門における施策の基本方針を定めるものや、広く県民の公共の用に供される施設の建設計画などの個別事業計画で、県民の利害に関する施策を具体化するものなどが挙げられる。 こうした計画の立案、策定又は改廃（検討会議等の審議過程を含む。）に係る文書、当該計画に係る広聴や、計画実施のための調査研究等に関する文書が該当する。</p>	総合計画、基本計画、基本方針、推進計画、アクションプログラム、マスターplan <具体例> 観光躍進計画、地域福祉支援計画、教育振興基本計画、産業人材確保・育成プラン、ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画、自殺総合対策行動計画、長寿社会保健福祉計画、ふじさんっこ応援プラン、障害者計画、DV防止基本計画、環境基本計画、保健医療計画、森林矯正基本計画、経済産業ビジョン、地域防災計画、行政経営革新プログラム	1	2
			特に重要なもの	30					
		県行政又は事業に関する計画又は方針の策定及びその経緯に関するもの	重要なもの（計画期間が5年以上で法令や条例に基づくもの）	10					
			一般的なもの	5					

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
3	県の各種制度及び行政組織の新設又は改廃に関する公文書	行政組織の新設又は改廃及びその経緯に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの	30 10 5	◆以下に該当するものは移管 ア 県の重要な制度の新設、変更又は廃止に関するもの イ 国の制度の新設、変更又は廃止に関するもので県政に与える影響の大きなもの	アの「県の重要な制度」としては、行政運営の基礎となる行政手続、情報公開、文書管理、財務に関わる制度などのほか、学校教育や警察など県民生活に関わる制度などが該当する。 また、イの「国の制度」としては、法律等に基づき設けられた地方自治に関する制度（公務員制度、財政運営、選挙、公営企業等）や地方分権・広域化の推進に関する制度などが該当する。 これらの制度の「新設、変更又は廃止に関するもの」には、検討会議等の開催などを含むものとし、制度の運用状況・実績等に関する文書も併せて対象とする。	地方自治法及び同施行令の一部改正、〇〇制度創設・改正・変更・廃止、〇〇制度運用関係例規、権限移譲推進計画・施策 <具体例> TPP連絡調整会議、政府機能移転関係（水産総合研究センターの県内移転など）	1	1
4	県議会、各種委員会、主要会議等の審議経過、結果に関する公文書	県議会提出議案、県議会議決書及び会議録に関するもの 諸会議に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの	30 10 5	◆以下に該当するものは移管 ・県の主要な施策の実現に関するもの（政策会議等に関する公文書は、主管課のものを移管）	2で示す重要な計画に関する検討会議等以外の会議であって、県の主要施策に影響を与える会議の審議結果等に関する文書が該当する。 【以下、知事部局以外の実施機関が対象】 県議会提出議案、県議会議決書及び会議録に関するものについては、本会議及び委員会（常任・特別）の議事（議会提出議案に係る資料を含む。）、審議経過（調査を含む。）、議決結果等に関する文書で、議会事務局が所管するのが該当する。 各種行政委員会の議事及び議決結果に関する文書が該当する。	議事録、議決結果、委員会会議録	1	8
3 複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関若しくは地方公共団体に対して示す基準等の設定等及びその経緯									
5	市町村の廃置分合等に関する公文書	市町村の廃置、分合、名称、地積及び区域に関するもの 県議会及び市町村議会における議決に関するもの 附属機関における諮問及び答申に関するもの 請願、陳情、要望その他調査に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの	30 30 30 30 10 5	◆以下に該当するものは移管 ア 市町村の廃置分合に関するもの イ 市町村の境界変更に関するもの ウ 公有水面の埋立てに関するもので重要なもの エ 市町村行政の広域化に関するもの	ア、イ及びウについては、廃置分合計画策定に係る各種調査結果、研究成果、事前の調整、廃置分合・合併、市制・町制施行に係る当該市町村、県及び国の各団体相互間の協議、審議会等の付属機関における諮問及び答申、議会における議決、住民等からの請願や要望などに関する文書が該当する。 ウの「重要なもの」としては、国の認可や、国への報告等を必要とするものが該当する。 エについては、地方自治法に基づく特別地方公共団体の設置や、協議会・機関等の共同設置、連携協約などに関する文書が該当する。	(市町村) 合併、〇〇合併協議会、一部事務組合・広域連合の設置、協議会・機関等共同設置、連携協約	1	14

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
6	地方自治制度に関する公文書	市町村に係る地方自治の基本的事項や地方自治法等に関するもの	特に重要なもの	30	◆以下に該当するものは移管 ・市町村に係る重要な制度の新設、変更又は廃止に関するもの	市町村に係る地方自治の基本的事項や組織、運営等を定めた地方自治法及び同法施行令の一部改正に関するもの、市町村に関する制度（公務員制度、政運営、選挙、公営企業等）や地方分権・広域化の推進に関する制度、市町村の事務事業に関して県が示した基準等に関する重要なものが該当する。	地方自治法及び同施行令の一部改正、〇〇制度創設・改正・変更・廃止、〇〇制度運用関係例規、権限移譲推進計画・施策	1	1
			重要なもの	10					
			一般的なもの	5					
		市町村に係る公務員関係、財政運営制度に関するもの	特に重要なもの	30					
			重要なもの	10					
			一般的なもの	5					
		市町村の事務事業に関する基準等に関するもの	特に重要なもの	30					
			重要なもの	10					
			一般的なもの	5					
7	複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関に対して示す基準に関する公文書	複数の実施機関による申合せ及びその経緯に関するもの	重要なもの	10	◆以下に該当するものは移管 ア 重要な制度等に関する複数の実施機関による申合せに関する決定及びその重要な経緯に関するもの イ 重要な制度等に関する他の実施機関に対して示す基準の設定に係る立案の契機や立案に使用した調査研究等に関するもの	アについては、重要な施策の立案等にあたり、他の実施機関と協議した文書や、立案・協議に使用した調査研究（国、他の公共団体、民間企業、県民等の状況調査の結果等）に関する文書等が該当する。 イについては、重要な施策に関して、他の実施機関に対して示す基準の設定やその経緯に関する文書等が該当する。	〇〇制度創設・改正・変更・廃止に関する〇〇委員会事務局との協議、〇〇制度運用に関する〇〇委員会への通知	1	1
			一般的なもの	5					
		他の実施機関に対して示す基準の設定及びその経緯に関するもの	重要なもの	10					
			一般的なもの	5					
4 法人その他の団体との協議等の内容及びその経緯									
8	民間の団体との協議等に関する公文書	民間の団体との協定、協議等の決定及びその重要な経緯に関する公文書	重要なもの	10	◆以下に該当するものは移管 ・重要な制度等に関する民間の団体との協議等の内容及びその重要な経緯に関するもの	重要な施策の立案等にあたり、民間の団体（企業を含む。）と協議した文書や、立案・協議に使用した調査研究（国、他の公共団体、民間企業、県民等の状況調査の結果等）に関する文書等が該当する。	〇〇制度創設・改正・変更・廃止に関する〇〇団体との協議、〇〇制度運用に関する〇〇団体への通知	1	1
			一般的なもの	5					
5 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
9	許認可、免許、承認等に関する公文書	許可、認可、免許、登録及び認定に関するもの	特に重要なもの	30	◆以下に該当するものは移管 ・公共性が高く、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるもの	公共性が高く、土地、環境、社会等に大きな変更や影響を与え、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるものが該当する。 なお、定型的、定例的、あるいは軽易な内容についての許認可、登録及び届出などについては該当しない。	法人設立許可、協同組合設立認可、開発行為許可、〇〇道路と〇〇川に関する兼用工作物の管理協定、各種免許や許認可の審査基準 <具体例> 南アルプス国立公園高山植物保護活動に関わる許可	2	11
			重要なもの	10					
			一般的なもの	5					
			軽易なもの	1					

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
10	住民監査等に関する公文書	住民監査及び包括外部監査に関するもの 市町等の監査等に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 重要なもの 一般的なもの	30 10 10 5	◆以下に該当するものは移管 ・公共性が高く、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるもの	公共性が高く、土地、環境、社会等に大きな変更や影響を与える、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるものが該当する。	住民監査、包括住民監査	2	11
11	勧告、指導、検査等に関する公文書	個人又は団体に対する指導、検査、監査等に関するもの	重要なもの 一般的なもの	10 5	◆以下に該当するものは移管 ・公共性が高く、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるもの	公共性が高く、土地、環境、社会等に大きな変更や影響を与える、県民生活に影響を及ぼす可能性のあるものが該当する。	〇〇法に基づく勧告等の施行	2	11
12	行政代執行に関する公文書	行政代執行に関するもの	特に重要なもの 重要なもの	30 10	◆移管	具体的には、立案の契機（事案の発生その他立案に至る経緯、指示等）に関する文書や、事実確認に関する文書、行政代執行の実施に関する文書が該当する。	行政代執行	2	12
42	行政手続、争訟（訴訟、土地収用裁決、不服申立て等をいう。）に関する公文書	訴訟に関するもの 不服申立て等に関するもの 紛争等の解決に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの 調停、あっせん、和解、仲裁その他紛争等の解決に関するもので特に重要なもの 調停、あっせん、和解、仲裁その他紛争等の解決に関するもので重要なもの	30 5 30 10 30 10	◆以下に該当するものは移管 ア 争訟に関するもので、社会的な関心を集め、県の施策立案等に大きな影響を与えたものに関するもの イ 行政不服審査に関するもので、社会的な関心を集め、県の施策立案等に大きな影響を与えたものに関するもの	ア及びイについては、社会的な関心が集まつたもの、法令解釈や県の施策立案等に大きな影響を与えたもの、土地収用裁決や労使間の調停・斡旋・和解等が該当し、これらに関する事案の概要、訴訟や審査の経過、その結果、その後に執られた措置などを記載した文書が該当する。	〇〇費用請求事件、〇〇に関する訴訟（訴状、答弁書、準備書面、証拠資料、判決文等）、裁決書、裁定書、和解文書、審査請求書、異議申立て書、弁明書	2	12

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
6 県の組織及び職員の人事に関する事項									
14 職員の任免及び賞罰に関する公文書 43	行政組織及び職員定数に関する事項	行政組織及び職員定数に関するもの	特に重要なもの	30	<p style="color: red;">◆以下に該当するものは移管</p> <p>ア 行政組織及び職員定数の決定に関するもの イ 職員の任免及び人事異動に関するもの ハ 職員の給与及び人事管理に関するもの ニ 行政委員会の委員の任命等に関するもの</p>	<p>アについては、組織改編、定員管理等に関する文書で重要なものが該当する。 イについては、職員の任免、人事異動に関する文書で重要なものが該当する。 ハについては、給与、分限、懲戒、服務その他勤務条件に係る制度の新設、変更、廃止等に関する文書が該当する。 ニについては、行政委員会の委員の任命手続等に関する文書が該当する。</p>	<p>部・行政機関及び付属機関の設置条例、行政組織規則、任用関係条例規、人員管理や組織定数のあらまし、特別職及び幹部職員（本庁課長以上、出先機関の長）の事務引継書、〇〇委員会委員の任命</p> <p><具体例> CIOアドバイザー委嘱</p>	1	5
	職員の任免、分限及び懲戒に関するもの		30						
	臨時的任用職員及び非常勤職員（会計年度任用職員を含む。）の任免に関するもの		5						
	各種委員の任免に関するもの	法定委員	30						
		その他の委員	5						
	職員及び委員（法定）の履歴に関するもの		30						
	恩給、退隠料及び退職手当に関するもの		30						
	給料、諸手当及び旅費に関するもの	特に重要なもの	30						
		重要なもの	10						
		一般的なもの	5						
	職員の出張、特殊勤務、時間外勤務等の命令に関するもの		5						
	職員の服務、教養及び研修並びに福利厚生等の関係	重要なもの	10						
		一般的なもの	5						
		軽易なもの	1						

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
7		県の財務並びに財産の取得、管理及び処分その他実施機関の活動の基本的な事項							
15	予算、決算、監査等に関する公文書	予算書及び決算書 収入、支出及び監査等に関するもの 県及び市町の財政に関するもの	財政課又は出納局で各1部保存するもの 一般的なもの 証拠書類 軽易なもの 重要なもの 一般的なもの	30 5 5 1 10 5	◆以下に該当するものは移管 ア 財政課所管の予算関係調査等に関するもの イ 嵩入歳出決算及び決算審査に関するもの ウ 法令等に基づく監査の資料・結果等に関するもの エ 会計検査院の行う検査における指導等に関するもの	アについては、財政課所管の予算編成をはじめとした予算関係調査、予算案、起債、財政状況等に関する文書が該当する。 イについては、出納局が作成する嵩入歳出決算に関する文書が該当する。 【以下知事部局以外】 イについては、監査委員が作成する決算審査に関する文書が該当する。 ウについては、法令等に基づく監査（包括外部監査、住民監査請求を含む。）の資料・結果に関する文書、医療機関、公益法人、組合等の指導・検査のうち重大な指摘があったものや社会的に問題になった案件に関する文書が該当する。 エについては、会計検査院の行う検査における指摘等に関する文書が該当する。	予算関係調査書、予算案、決算書、県財政のあらまし、〇〇監査調査書、〇〇農協指導検査書、〇〇福祉施設指導監査	1	4
16	起債、補助金及び貸付金に関する公文書	県債及び県債償還に関するもの 市町債に関するもの 国庫補助金に関するもの 県単独補助金、交付金及び貸付金に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの 重要なもの 一般的なもの 重要なもの 一般的なもの	30 10 10 5 10 5 10 5	◆以下に該当するものは移管 ア 県債及び県債償還に関するもの イ 頗著な効果や話題性に富んだ事業に関するもの ウ 県補助金の交付要綱に関するもの	アについては、財政課所管のものを対象とする。 イについては、起債、補助や貸付を受けた事業で、顕著な効果や話題性に富んだ事業に関するものが該当する。 ウについては、県が制定した補助金等交付要綱及び実施要領等に関する文書が該当する。	県債、補助金交付要綱	1	4
17	各種施策及び事業の実施に関する公文書	各種政策及び事業の実施に関するもの 契約書、覚書等に関するもの 県行政の推進のための啓発、指導等に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの 特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの 特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの	30 10 5 30 10 5 30 10 5	◆以下に該当するものは移管 ・県政の重要な施策に関するもの	「県政の重要な施策」としては、県総合計画、分野別計画及び「予算の説明」に掲げられた重点施策や、国庫を活用して実施する施策のうち、事業規模、県民生活への影響、公共性、先進性、独自性、話題性などを勘案して重要な施策と判断されるものなどが該当する。 これらに関する各種調査や各種許認可手続、国や他の地方公共団体及び民間その他と締結した契約書等に関する文書が該当する。	国への特区申請（国庫を活用する事業）、ふじのくに生物多様性地域戦略（環境基本計画に基づく）、広域受援計画（地域防災計画に基づく）、試験研究機関に係る基本戦略（経済産業ビジョンの下位計画）	1	2

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
18	公共事業の実施に関する公文書	施策の設計、工事等の実施等に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの	30 10 5	◆以下に該当するものは移管 ・県政の重要な事業に関するもの	「県政の重要な事業」としては、県総合計画、分野別計画及び「予算の説明」に掲げられた重点事業や、国庫を活用して実施する事業のうち、事業規模、県民生活への影響、公共性、先進性、独自性、話題性などを勘案して重要な事業と判断されるものなどが該当する。 これらに関する基本構想、基本計画及び実施計画、事業実施に関する各種調査や各種許認可手続、事業実施効果に係る検討評価等に関する文書（設計図書等を含む。）が該当する。	ふじのくに公共建築物等木使い推進プラン（森林共生基本計画の下位計画）、バイオマス活用推進基本計画（環境基本計画の個別計画）	1	2
19	栄典、表彰等に関する公文書	皇室に関するもの 栄典に関するもの 県民功労者表彰に関するもの 特定の業績に対する表彰等に関するもの		30 30 30 10	◆以下に該当するものは移管 ア 栄典に関するもの イ 静岡県知事表彰、功労別表彰に関するもの ウ 重要な表彰状及び感謝状に関するもの	アについては、叙位・叙勲・褒章の授与等に関する文書が該当する。 イ及びウについては、「県民生活、県の行政や経済活動等に顕著な功績又は効果をもたらしたと認められる」ことを理由とした知事表彰や、各省庁による大臣表彰・局長表彰等に関する推薦文書等が該当する。 なお、ひとり1改革や永年勤続等、県の所属や職員を対象とした表彰に関する文書は該当しない。	叙勲褒章関係、〇〇表彰関係 <具体例> 知事表彰、知事顕彰、知事褒賞、厚生労働統計功労者大臣表彰、経済産業省所管統計調査功労統計調査員及び功労調査員に対する感謝状（経済産業省大臣官房審議官調査統計グループ長表彰）、地方公共団体における統計利活用表彰（総務大臣賞）、県統計グラフコンクール県知事賞、統計グラフ全国コンクール入選	1	6
20	審議会等の審議に関する公文書	附属機関等による審議経過及び結果に関するもの 附属機関等に係る資料に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの 重要なもの 一般的なもの	30 10 5 10 5	◆下に該当するものは移管 ア 各種審議会及び審査会に関するもの イ 重要な懇談会、研究会、委員会等に関するもの ウ 部長会議、部長連絡会等に関するもの エ 全国知事会議等に関するもの	アについては、議事・審議経過・審議結果に係る文書、諮詢・答申に関する文書、正規の開催に関する文書のほか、正規開催分を実質的に補足する幹事会や分科会等に関する文書が該当する。 イ、ウ及びエについては、会議の議題、議論の経過及び開催結果等に関する文書が該当する。 なお、イの「重要な懇談会、研究会、委員会等」としては、外部の専門家、有識者等を構成員とする会議、あるいは関係行政機関（国、市町）や関係団体との会議で、県の施策の実施に係る基本の方針や方向性等を公式に又は実質的に検討・決定するものが該当する。	議事録、議決結果、委員委嘱関係、審議会への諮問・答申・報告、〇〇審議会、〇〇会議△△部会 <具体例> 県固定資産評価審議会、多文化共生審議会、中部経済連合会懇談会、行政経営研究会、原子力研究会、ふじのくに健康寿命日本一推進県民会議、防災・原子力学術会議、環境影響評価連絡会議、定例幹部職員会議、関東地方知事会議、中部圏知事会議、中央日本交流・連携サミット、中央日本四県サミット、南海トラフ9県知事会議	1	9

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
21 調査、統計及び研究に関する公文書	県民意識調査等に関するもの	特に重要なもの	30		<p style="color:red;">◆以下に該当するものは移管</p> <p>ア 国勢調査の結果に関するもの イ 人口統計、商業統計、農業統計等の重要な統計調査の結果に関するもの</p>	<p>アについては、調査結果報告等に関する文書が該当する。</p> <p>イについては、調査・統計の実施方針、調査項目の策定過程、県や県内市町のデータに関する調査結果報告や調査研究報告等に関する文書が該当する。</p>	各種統計に係る例規・報告書、調査研究報告書 <具体例> 農林業センサス（特に確定値公表の文書）、「統計センターしづおか」で公表される調査で動向分析が付属する文書	1	10
		重要なもの	10						
		一般的なもの	5						
		軽易なもの	1						
	統計調査等に関するもの	特に重要なもの	30						
		重要なもの	10						
		一般的なもの	5						
		軽易なもの	1						
	調査研究に関するもの	特に重要なもの	30						
		重要なもの	10						
		一般的なもの	5						
		軽易なもの	1						
22 選挙に関する公文書	国政選挙並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関するもの	重要なもの	10		<p style="color:red;">◆移管</p>	<p>【知事部局以外が該当】 具体的には、県知事選挙及び県議会議員の選挙、国政選挙、最高裁判所裁判官国民審査、市の首長・議會議員選挙、海区漁業調整委員会、農業委員会委員及び土地改良区の役員の選挙、県に対する地方自治法上の選挙に係る直接請求（議会の解散並びに長及び議員の解職についての請求等）などに関する文書が該当する。</p>	選挙結果、選挙報告	1	13
		一般的なもの	5						
23 公有財産の取得、管理及び処分に関する公文書	公有財産又は権利義務の得喪に関するものの	特に重要なもの	30		<p style="color:red;">◆以下に該当するものは移管</p> <p>ア 重要な県有地の取得、管理及び処分に関するもの イ 県の管理する重要な国有地の取得、管理又は処分に関するもの ウ 重要な県有施設の設置、管理又は廃止に関するもの</p>	<p>アの「重要な県有地」、イの「県の管理する重要な国有地」及びウの「重要な県有施設」としては、当該財産の取得等が議会の議決案件となつたものが該当し、それらの取得（設置）、管理、処分（廃止）等に関する文書が該当する。</p>	県有財産取得・譲渡、用途変更廃止、国有財産処分関係、道路・河川・海岸等の移管・廃止、特許権、不用物件処理協議 <具体例> 下田総合庁舎の移転、富士山静岡空港、県営住宅の「移住希望者のお試し住宅」としての実施検討	1	7
		重要なもの	10						
		一般的なもの	5						

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
24	広聴広報に関する公文書	広聴広報に関するもの	特に重要なもの 重要なもの 一般的なもの	30 10 5	◆以下に該当するものは移管 ・知事の会見録及び会見資料に関するもので重要なもの ・知事広聴に関するもので重要なもの	知事記者会見や知事発表等で重要な事項を記録した文書や、知事広聴における重要な施策に関する意見を記録した文書が該当する。	公聴会、タウンミーティング、県政世論調査結果、県民意識調査報告書 <具体例> 移動知事室、知事広聴、ふじのくに士民協働事業レビュー、年度広報実績まとめ、県政インターネットモニターとのタウンミーティング、県政さわやかタウンミーティング	1	13
25	陳情、請願、要望等に関する公文書	陳情、請願処理に関するもの 県民、団体等からの相談、要望に関するもの	重要なもの 一般的なもの 重要なもの 一般的なもの	10 5 10 5	◆以下に該当するものは移管 ・請願、陳情、要望に関するもので重要なもの	重要な施策等に対する県民や市町村、県議会会派、団体からの請願・陳情・要望及び国施策に対する県（知事会等を含む。）の要望とその対応などに関する文書（複数の課にまたがる文書は、取りまとめ課のもの）が該当する。	要望書、陳情書、請願書、公聴会、タウンミーティング <具体例> 南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議政策提言活動、県選出国会議員と知事との県政説明会・意見交換会、浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例請求	1	13
26	事務引継に関する公文書	知事又は副知事の事務引継に関するもの		30	◆移管	知事又は副知事の事務引継に関するものが該当する。	事務引継	1	16

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
48 27	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	県内で開催された儀式、イベントに関するもの	特に重要なもの	30			行事・イベント（FIFAワールドカップ、国民体育大会、国民文化祭、高校総体、技能五輪、全国植樹祭、花博等）、外国との友好提携・交流事業、行幸啓、激甚災害、風水害、防災に関する活動、文化財に関する指定・解除、富士山環境保全、駿河湾深層水、富士山世界遺産登録、ジオパーク登録		
			重要なもの	10					
			一般的なもの	5					
		県内で発生した事件、事故等に関するもの	特に重要なもの	30					
			重要なもの	10					
			一般的なもの	5					
		県に関連した海外・県外に関するもの	特に重要なもの	30					
			重要なもの	10					
			一般的なもの	5					

番号	公文書の類型	内容	区分	保存期間	満了時の措置	満了時の措置の説明	簿冊名の例示	施行規則第4条該当	現行の選別基準該当
28 49	その他	台帳、帳簿、名簿等に関するもの 公文書の管理に関するもの 1から26まで及び27の各項に掲げる公文書以外のもの	特に重要なもの 一般的なもの 台帳又は原簿に記入を終わった申請書、届出書及び統計年報その他製表の材料に供した公文書 移管・廃棄に関する帳簿 管理状況報告 特定歴史公文書利用状況報告 長期間にわたり保存する必要 10年間保存する必要 5年間保存する必要 3年間保存する必要 1年間保存する必要	30 5 1 30 10 10 30 10 5 3 1	◆以下に該当するものは移管 ・番号1～26に該当するもの以外で、政治・社会・文化・世相を反映し、将来の県民に伝えることが有意義と認められるもの	社会の趨勢、問題や話題に関する資料はできる限り移管対象とする。	—	5	16